

那賀町乳児等通園支援事業(那賀町こども誰でも通園制度)の 利用に関するキャンセルポリシー

1. 「こども誰でも通園制度総合支援システム」またはこども誰でも通園制度対象者確認申請書(別紙様式第 1 号、以下「申込書」という。)にて利用申込みを行った時点で本キャンセルポリシーの対象となります。
2. ここでの利用料とは、那賀町乳児等通園支援事業(那賀町こども誰でも通園制度)実施要綱第 14 条第 1 項の負担額のことをいいます。
3. 「こども誰でも通園制度総合支援システム」または申込書にて利用申込みを行った時点で実施施設からの利用承諾をもって予約確定となります。
4. 利用日を変更したい場合は、利用日の当日 0 時まで「こども誰でも通園制度総合支援システム」または乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定変更届出書(別紙様式第 4 号、以下「変更届出書」という。)にて利用日の変更をして下さい。
5. キャンセルが認められるためには、利用者からのキャンセル連絡を実施施設が確認し、応答等をしたことをもって成立したものとします。
7. 以下の場合にはご利用をお控えいただくとともに、利用のキャンセルについて、できるだけ速やかに予約した施設へ電話連絡の上、「こども誰でも通園制度総合支援システム」にて利用予約をキャンセルして下さい。
 - ・利用日の前日まで発熱(37.5 度以上)があった場合。
 - ・利用日当日に発熱がある場合。
 - ・軽度の発熱もしくは発熱の症状がなくとも体調の崩れが見られる場合。
 - ・利用者本人もしくはご家族が感染症等に罹患し、他の利用者への感染のリスクがある場合。
8. 利用の無断キャンセルは、施設や他の利用者の迷惑となりますので、控えて下さい。
9. 利用の無断キャンセルや度重なる予約変更等をされた場合には、利用をお断りする場合があります。
10. 利用日の当日 0 時以降のキャンセルの場合は利用があったものとみなし、予約時間どおりに利用したものとみなされます(別表)。
11. 利用料等を滞納し、早期支払いに応じない場合は、利用をお断りする場合があります。
12. キャンセルによる利用とみなされない場合の免責事項について
 - (1)施設側の都合で急遽利用ができなくなった場合

(2)家族の急なご不幸や天候、災害等の緊急事態により利用が困難になった場合は、時間外のキャンセルも利用時間として上限10時間より差し引くことはありませんのでご連絡ください。

13. その他ここに記載のない事項については、場合により利用者、実施施設、町で都度協議する。

別表

	①利用日の当日0時までにキャンセルの連絡をした場合	②利用日の当日0時以降にキャンセル連絡をした場合	③無断キャンセル
利用時間	利用時間から増減なし	予約した利用時間分がその月の利用可能時間から減算	
利用料	発生しない		